

3月号（498号）

20XX年、婚姻に際し夫婦別氏を認める民法改正案が可決された。同時に、同改正案の国会審議において、夫婦であることを実感するために、婚姻の届出は夫婦揃って行うこと、その際に夫婦の婚姻指輪を着用すること、並びに、婚姻した夫婦は婚姻の際に定めた婚姻指輪を着用することが義務付けられることになった。

夫婦の婚姻指輪は、婚姻の届出の際に確認されるものの、その後の着用状況が国によって確認されるわけではない。しかし、夫婦の一方が指輪の着用を命じる審判を申立てることはでき、裁判所による指輪の着用の命令は、直接強制はできないものの間接強制は可能とされる。

指輪などの装飾品が嫌いなXは、同じく装飾品を苦手とするAと愛し合い婚姻を決めたが、婚姻するには婚姻指輪を着用しなければならないことがどうしても納得できず、婚姻指輪を着用せずに婚姻の届出を行ったところ、受理されなかった。Xの友人でかつて法学部生だったαは、「XとAは愛し合ってるんだし、事実婚で良いんじゃない？」とXに助言したが、「私たちは法律婚がしたいのよ。婚姻指輪は嫌だけど。私たちはわがままなの？」と迫られた。αは、「それなら、結婚してからは外しててもばれないんだし、届出のときだけ適当な指輪をつければ良いじゃない」と答えたものの、婚姻指輪を付けなければ婚姻できないというのは憲法24条に照らしてどうなのか疑問も持った。αはどのように考えれば良いか。

2月号（497号）

Xは、離婚の訴えを提起し、子である α の親権者をXとするよう主張した。さらに、当該訴訟で、Xは、訴訟記録の一部である、Xと α との間のメールでのやり取りについて、 α がXに送信したメールには不穏当な表現があり、第三者に閲覧されれば α は深く傷つくことになると考え、民訴法92条1項1号で例外的に訴訟記録の閲覧制限が認められる「私生活上の重大な秘密」が訴訟記録に含まれているとして、閲覧等制限の申立てをした。しかし、Xの主張は、 α の私生活上の秘密の重大性を主張するものであって、Xの重大な私生活上の秘密には当たらないとして、Xの申立ては却下された。

その後、法学部生となった α は、民訴法91条により民事の訴訟記録は訴訟当事者以外の一般人も原則として閲覧や謄写ができることを学修し、裁判所でXの上記訴訟の訴訟記録を閲覧した。当該訴訟記録の中には、上記メールのやり取りの他にも、 α に関する様々な個人情報が含まれていた。 α は、当該訴訟記録が知人らにも閲覧される可能性があることを考えると不安で押しつぶされそうになり、民訴法91条が徹底するとされる、憲法82条が定める「裁判の公開」の意義に疑問を持った。「裁判の公開とプライバシー」について α はどのように考えていけば良いか。

1月号（496号）

2020年、Y市議会では、多数会派に属する複数の市議会議員が新型コロナウイルス（以下「コロナ」）に感染したが、感染した議員の氏名の公表に関する市議会の対応が定まっておらず、氏名公表の判断を感染した議員に委ねたところ、氏名を公表した議員はいなかった。その後、Y市議会運営委員会（以下「Y運営委員会」）は、Y市議会議員がコロナに感染した場合はその氏名をY市議会のホームページに公表すると決定した。

Y市議会議員で少数会派に属するXは、この決定に一貫して反対してきたが、数か月後、コロナに感染し、氏名が公表された。公表により、Xの中学生の子どもは風説にさらされ不登校になった。Xは、Y市議会定例会の一般質問において、同決定以前にコロナに感染した議員の氏名は公表されなかったことに言及し、「私は氏名の公表には一貫して反対してきた。私の氏名が公表されたことについては、国家賠償請求訴訟を提起します。自分が感染したときには氏名を公表せずに、他の議員には氏名の公表を強制する。多数会派の皆さん、それで良いのですか」と、多数会派に属する議員の中に過去に感染者がいたことを暗示しながら、感染した議員の氏名を公表するとの決定を取り消すべきであると主張した。その後、Xは、Y運営委員会の一連の対応はXのプライバシーを侵害するとして国賠訴訟を提起した。

Y市役所の職員採用試験合格を目指しネット中継でXの発言を聴いていた法学部生の α は、特別公務員である地方議会議員（以下「議員」）のプライバシーの保障は一般人のそれとは異なるし、そもそも地方議会には自律権が認められていて裁判所は司法審査しないというのが判例ではなかったかと思った。他方で、最近、そのような判例が変更されたというニュースに触れたことも思い出した α は、Xが提起した訴訟についてどのように考えていけば良いか。

12月号（495号）

あん摩マッサージ指圧師になるには、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」）1条により、国が認定した学校・養成施設であるあん摩師等に必要な知識と技能を身につけた上で、国家試験に合格し免許を受ける必要がある。あん摩師等の学校・養成施設は全国におよそ170校、その定員は1学年約2700人であるが、あん摩師等として生計を立てる者が多い視覚障害者の職業的自律を維持するため、視覚障害者であるあん摩師等の「生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要がある」場合、国は非視覚障害者の学校・養成施設の新設を承認しないことができる。法附則19条1項（以下「本件規定」）が定めており、定員に占める非視覚障害者の割合は約45%である。

医療専門学校を運営する学校法人Xは、あん摩師等を志望する非視覚障害者の増加にもかかわらず学校・養成施設が足りず、無資格者が急増していることを問題視し、運営する学校での「非視覚障害者がマッサージ師の国家資格を取るための養成コース」の新設の認定を、法2条に基づき国に申請した。しかし、国は本件規定に基づき、認定しないという処分を下した。そこで、Xは、X及びあん摩師等の資格取得を目指す非視覚障害者の職業選択の自由を本件規定が侵害しているとして、当該処分の取消しを求めて提訴した。

この訴訟に関するニュースを観ていた法学部生の α は、母から、「目の不自由なあん摩師の友人が、視覚障害者が選べる職業はまだ不十分で、今も視覚障害者のあん摩師等への就業を保護する必要性は高いから、合憲であってほしいって言ってたけど、どうなの？」とたずねられた。 α はどのように考えれば良いか。

11 月号（494 号）

Y 市は、イスラム教徒であるムスリムの旅行者が過去 5 年間で 4 倍に急増していることから、地元経済の活性化につながるムスリム旅行者の受入環境を早急に整備するために、Y 市を訪れるムスリム旅行者に安心して飲食し観光を楽しんでもらうための、ハラール認証取得助成事業（以下「ハラール助成事業」）を開始した。ハラールとは、イスラム法で、生活全般において「許されたもの」を意味し、「食」に関しても、イスラム法では、食べることが許されるものと許されないものが決められている。Y 市が助成するハラール認証は、イスラム法に則った食事・サービスが生産・提供されていると認められる飲食店に与えられるもので、宗教法人である A 協会が実施している。ハラール認証の取得を希望する飲食店は、A 協会に認証費用を支払い、Y 市は、ハラール認証を取得した飲食店に対して、認証費用などの認証取得にかかった費用の 2 分の 1（上限 5 万円）を助成する。ハラール認証の有効期間は 2 年であり、Y 市にある飲食店の数は約 240 軒である。ヴィーガン認証やコーシャ認証など様々な食に関する認証制度のうち、Y 市が助成しているのはハラール認証だけであるが、今後、旅行者の増減を調査し、その結果に応じて、ハラール認証以外への助成も検討していく予定である。

Y 市でスペイン・バルを経営している X は、B 商工会議所が実施するスパニッシュレストラン・バルの品質プログラムの認証を得ている。しかし、同認証にはハラール助成事業と同様の助成はなく、ハラール助成事業を羨ましく思った X は、アルバイトの法学部生 α にこのことを話した。 α は、憲法の授業で政教分離について学修したことを踏まえ、どのように考えればいだろうか。

10月号（493号）

法学部生の α の父が営むラブホテルは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げが大きく減少した。そこで α の父は、コロナ禍での「雇用の維持と事業の継続のための支援のさらなる強化」を目指す政府の緊急経済対策の目玉として創設された、「中小・小規模事業者等への支援」のための持続化給付金（以下「給付金」）を申請しようとしたが、唯一の手続であるオンライン申請手続では、申請することすらかなわなかった。「持続化給付金給付規程（中小法人等向け）」（以下「規程」）8条は、風営法2条5項の「性風俗関連特殊営業」（以下「風営営業」）を営む事業者（以下「風営業者」）には給付金を支給しないと定めており、ラブホテル営業は、風営営業の1つである「店舗型性風俗特殊営業」（同条6項4号）に当たるのである。暴力団などの反社会的勢力との関係は一切なく、確定申告もしてきた α の父は、「こういうことは今回が初めてではないんだよ」と諦めているようであった。父のラブホテルから数十メートル先にあるビジネスホテルは給付金の支給対象となるのに、父には給付金が支給されないのはおかしいと感じた α は、憲法で学んだことを踏まえてどのように考えていけば良いか。

9 月号（492 号）

市立 Y 中学校（以下「Y」）では、校則で男女別に髪形を定め、男子は目や耳、襟にかからないこと、女子は肩より長くなったら結ぶこととされていた。戸籍上は男性で生物学的性と性自認が一致しないトランスジェンダーの α は、肩よりも長い髪を束ねて小学校に通っていたが、Y 入学前にこの校則を知り、女子の髪型が認められるか悩むようになった。そこで、 α は、Y の校長に、自身がトランスジェンダーであることを伝えた上で、女子として髪を束ねて通学することを認めてほしいと願い出た。これに対し、校長は、文部科学省による 2015 年の通知（性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について。以下「2015 年通知」）を踏まえて、 α の要望を聞き入れた。

Y 入学後にこの話を聞いた男子生徒の X は、自分も長い髪を切りたくなかったのに、 α だけが女子の髪型が認められるとしたら不平等だと考えるようになり、長い髪を認めてほしいと校長に願い出た。すると、校長は、「君はトランスジェンダーではないし、それは単なるわがままじゃないかな。そんなこと許すと収拾がつかなくなってしまおう」と拒否した。しかし、どうしても納得できないと X が食い下がると、校長は、「本校が校則で髪型を定めているのは、非行を防止し、髪の手入れに時間をかけ遅刻したり授業に集中できなくなったりすることを防ぐためです。本校の校則には、決められた髪型を守らなかった場合の罰則は定められていませんし、学校が強制的に髪を切ることもありません。ただ、内申書には、事実としてこのことを書かせてもらうかもしれません」と答えた。Y の一連の対応について、憲法の講義で学修したことを踏まえて考えてみよう。

8月号（491号）

A 和食店は、個人経営の小さい店舗ながら、その仕事ぶりも人柄も誠実な店長 X の魅力もあって、なかなかの評判のお店である。X は、利益をできるだけ従業員にも還元すべく努めており、正社員にもアルバイトにも法令の定めに従って賃金を支払い、美味しい賄いも提供していた。ある日のこと、X は、合同労組 Y から、「A のアルバイトの B が Y に加入した。ついては、B の労働条件について団体交渉を求める」との連絡を受けた。A にはもともと労働組合がなく、X はひどく動揺したが、まずは団体交渉に応じることにした。団体交渉で B の要望を確認した数日後、X は、仕事の合間に、B に対し、「要望があるなら組合を介さずに、直接言ってくれて良いんだよ。組合費もかかるだろうし、組合も辞めても大丈夫だよ」と話した。X のこの発言を B から聞いた Y は、後日、X に対して、X の発言は労働組合法 7 条が禁止する「不当労働行為」に当たるから、今後一切 B にそのような発言はしないよう伝えてきた。これまでアルバイトも含め従業員とは何でも話せる良好な関係を築いてきたと思っていた X はひどく傷つき、アルバイトで働いている法学部生の α に、「自分の店なのに自分が思ったことを言っちゃいけないの？ 私にだって表現の自由が保障されている。Y も私の自由を奪えないはずだ。そうだよな？」とたずねた。 α は大学の憲法の講義で「私人間効力」や「表現の自由」、「労働基本権」について勉強したことをもとに、どのような意見を述べることができるだろうか。

7月号（490号）

α 会社の新入社員の A は、先輩 B から、「これから年 1 回の組合の総会。うちの会社、必ず組合に入らなきゃいけないし、総会参加は組合員の義務だって。これ、労働者のためって本当かな。そういえば A は大学で憲法のゼミに入ってたんだよね？ 『労働基本権』って憲法で保障してるんでしょ。憲法的にうちの組合ってどうなの？」とたずねられた。A は、「労働基本権は確かに憲法 28 条で保障されていますが、勉強したのは公務員の労働基本権の制限の問題が中心で、民間で労働基本権がどうかとかは聴いた記憶がないです…。〔小声で〕労働法の授業も放棄したしなあ…」と答えた。すると、その場に居合わせた先輩 C が、「労組法で、総会は年 1 回は開催することって決められてるんだよ」と教えてくれた。B は、「そっかあ。法律で決められてるならしょうがないか」と去っていった。A は、法律が定めていても憲法に違反している場合は無効になると憲法の授業で学修したことを思い出し、図書館で労働法の教科書を探し、考えてみることにした。A はこの問題をどのように考えていけば良いか。

【参考】α 会社と α 労働組合の間で締結されたユニオン・ショップ協定

α 会社の従業員はすべて労働組合の組合員でなければならない。α 会社は、α 会社の従業員で労働組合に加入しない者及び労働組合を除名された者を、解雇する。

6月号（489号）

統一地方選挙の候補者 A は、応援演説のため公園の使用許可を市から得た。応援演説に A を推薦する与党の幹部 B が来ることを知った X は、「与党を支持しない者もいる」と伝えたいと考え、応援演説の会場に行き、B による応援演説の最中に、「B、辞めろ～」と肉声で叫んだ。すると、X はすぐさま周囲にいた警察官 Y らによって腕や肩を掴まれ、体を掴まれたまま「B、辞めろ～」と声を上げると、離れた場所に強制的に連行された。そこで、X が「なんで邪魔するんですか」とたずねると、Y は、「聴衆の大多数が A らの支持者だ。彼らと君との間でもめ事が発生する危険があるから、警察官職務執行法（以下「警職法」）4 条に基づき避難 44 させているんですよ」と説明した。そこで、X は、「じゃあ任意だ。お断りします」と述べて移動しようとしたが、Y らは移動を遮った。なお、この間、A らの支持者が、「お前こそ消えろ～」などと X を非難することはあったが、これらの発言や A らへの賛意を示す発言が警察官によって制止されることはなく、また、それらの発言者が強制的に移動させられることも一切なかった。

X は帰宅後、大学生 α にこのことを伝え、「自分が学生るときには、憲法の講義で、表現内容規制は厳格審査と習った。今回のことは明らかに表現の自由の侵害だと思わないか」と意見を求めた。 α は、憲法の講義で学修したことを踏まえ、X に対する警察の対応について、どのようなことを述べることができるか、考えてみよう。

5月号（488号）

「犬を探しています」というチラシを電柱に貼り、行方不明の飼い犬を探していた A は、飼い犬が見つからないまま 1 か月が経った頃、警察署から電話を受け、「チラシを無断で電柱に貼ることは軽犯罪法に違反する」として、出頭するよう求められた。翌日、警察署に出頭した A は、チラシを貼った電柱のある場所を警察官と回り、その都度、被疑者として電柱に指さし確認をする写真を撮られた。約 1 か月後、警察から再度呼び出された A は、捜査に必要なだという説明や任意で断れるという説明のないまま、写真と両手 10 指の指紋をとられ、さらに DNA も採取された。

その後、A は不起訴となった。しかし、今後、被疑者であった者として、自分の写真、指紋、DNA データが警察に保管され続けるとすれば耐えがたい苦痛であると考えた A は、折よく、「憲法の講義で、デモ行進における警察による写真撮影が問題となった京都府学連判決（最大判昭和 44・12・24 刑集 23 卷 12 号 1625 頁）について学んだ」と話し出した法学部生の B に、自身に対する警察の対応に問題はないか尋ねてみた。憲法の講義で「プライバシー権」について勉強したことをもとに、B はどのような意見を述べることができるか。

4月号（487号）

17歳のAは、22時まで予備校の自習室で勉強した後、バイトを終えた大学2年生の姉のBと一緒に帰宅する途中で、巡回中の警察官に呼び止められて職務質問を受けた。職務質問の際に、「α県青少年保護育成条例」で18歳未満の者の深夜の徘徊は禁止されており、18歳未満の者を深夜に連れ出すと罰金が科されることもあると告げられると、Bは、警察官に尋ねられるままに、B自身とAの名前や年齢、住所、2人が兄弟であることなどを回答し、身分を証明するものとして運転免許証を提示した。警察官は、「これからは気を付けて」と言い残し、去っていった。Aは帰路ずっと無言であったが、自宅に戻ると、「なんでペラペラ話してんの。ただ勉強して家に帰るだけなのに、警察に名前とか言わなきゃいけないの？」と、Bの対応を非難した。

Bは、大学での憲法の講義を一通り受講し定期試験を終えたばかりの法学部2年生のCに、このことを話し、意見を求めた。大学の憲法の講義で「刑事手続上の権利」について勉強したことをもとに、Cは、どのような意見を述べることができるだろうか。

【参考】警察官職務執行法（以下、警職法）2条1項

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる。